別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請に係る工事、届出に係る工事又は使用前自己確認の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　［略］	［略］	［略］	［略］
一の二　蓄電所	1　蓄電所の名称及び位置（都道府県群市区町村字を記載すること。） 2　蓄電所の出力、容量及び周波数	［略］	送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。） 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書 振動規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書 蓄電所の概要を明示した地形図 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 単線結線図（接地線（計器用変成器を除く。）については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。）

別表第三（第六十三条、第六十六条、第七十八条関係）

［同上］	［同上］		［同上］
一　［略］	［略］	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］	［新設］